

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="padding-left: 40px;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p>年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は平成30年（2018年）1月、『広辞苑 第7版』を刊行した。初所収となった項目には「LGBT」「しまなみ街道」と並んで、この「ムチン」もあった。原告は、「動物の細胞表面を覆う粘液に含まれる糖蛋白質。水和されるとゼリー状になる。」とするその語釈について、メールで照会した（甲3）。なぜなら、被告が今回の誤情報の訂正を意図したものであったか否か、つまり、書籍媒体による初の訂正報道とみなしうるか否かを確かめておきたかったからである。被告は原告に対し、中西さんと協力関係にあった丑田公規教授（北里大学）の論説を引用し、「植物の粘性物質をムチンと呼ぶことの根拠や起源についてははっきりしません。」と回答した（甲4）。しかし、それは虚偽であった。なぜなら、誤情報の「根拠や起源」は、被告が戦前戦後にかけて刊行した3冊の辞典（『理化学辞典』『生物学辞典』『英和辞典』）にあったからである（甲5）。被告による不実の申告が「被告は無実である」との予断を原告に生じさせ、誤情報の「根拠や起源」にかかわる調査が大幅に遅延させられるなど、訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：『広辞苑 第7版（2018年）』の項目「ムチン」 甲4：被告の辞典編集部からのメール（2018年1月18日） 甲5：『岩波生物学辞典 初版（1960年）』の項目「ムチン」</p>